

騒音、振動規制法における特定建設作業の種類

法	作業分類	備考
騒音規制法	1 くい打機、くい抜き機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機は、もんけんを除く ・くい打くい抜機は、圧入式くい打くい抜機を除く ・くい打機をアースオーガと併用する作業を除く
	2 びよう打機を使用する作業	
	3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に関わる2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る
	4 空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・削岩機の動力として使用する作業をのぞく
	5 コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	6 パックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）
	7 トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）
	8 ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）
振動規制法	1 くい打機、くい抜き機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機は、もんけん及び圧入式くい打機を除く ・くい抜機は、油圧式くい抜機を除く ・くい打くい抜機は、圧入式くい打くい抜機を除く
	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に関わる2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る
	4 プレーカー	作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に関わる2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る